

# 建設連合国保への加入は適法です。

元請さんから協会けんぽへの入り直しを  
求められていませんか？

## はじめに

現在、国土交通省において、社会保険への加入を徹底するための取組みが進められています。この取組みは「社会保険未加入対策」と言われており、元請企業には国が示すガイドラインに沿って下請企業の保険加入を確認・指導することが求められています。

## 社会保険未加入対策の具体的な内容

社会保険未加入対策は、「①医療保険（健康保険）」、「②年金保険」、「③雇用保険」の保険加入状況を確認等して、適切な保険へ加入していない場合には加入を勧めるものです。

## 医療保険のことでの誤解しないでいただきたいこと

**社会保険未加入対策は、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえて適切な保険へ加入することを求めるものです。改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではありません。（裏面参照）**

医療保険の加入について、一部の関係者の間で取扱いに誤解が生じていることがあるようですが、国民健康保険組合は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に定められた医療保険です。当国保組合の加入要件を満たして加入している組合員の皆様は、医療保険（健康保険）の加入状況は適切です。

ご不明な点がある場合は、所属の支部に必ず相談してください。

### 参考 建設業者が加入すべき医療保険（健康保険）の見分け方



## 組合員の皆様へ

下の文書は、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/common/000224949.pdf>) に掲載されているものです。建設連合国保への加入が適法であることを示している部分には赤色の下線を入れました。  
元請さんから協会けんぽへ入り直すよう求められた場合は、このチラシを渡して読んでもらってください。

### 建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日  
國土交通省  
土地・建設産業局  
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれではご了知願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である（現在では新設は認められていない）。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成22年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。